

各部門からの提起³

部落史研究の当面する課題

—「啓発推進指針」批判—

渡 辺 俊 雄

一、啓発と説教は違ふ

「啓発推進指針」をお読みになつた方はお気づきかも知れませんが、そのなかには歴史に関して以下のような記述があります。

「このテーマに関する従来の啓発の問題点は、その知識、情報を得て何を学ぶべきかを明確に意識し、伝えていく啓発が少ないということである。例えば部落の歴史及び差別感の生じて来た由来を情報として提供することはなぜ部落問題の解決に役立つのか、その筋道をはっきり説明しないと、単なる物知りをつくり出すための情報、あるいは

は、「正しい歴史を知らない」という糾弾の材料を提供するだけに終わってしまう。」

これまでに「正しい歴史を知らない」というだけで、部落解放同盟が糾弾したことがあるかと聞きたいわけですが、どういふふうに事実をねじ曲げてきている部分があります。

それに引き続いて、以下のように書いています。

「甚だしきは、同和関係者は徳川幕府の政策の犠牲者の子孫であるから補償されてしかるべきだという論に短絡しかねない。明白にしておく必要があることは、地域改善対策は、徳川幕府の政策の犠牲者の補償を行うという要素は何らないことである。」

そんなことは、言われなくたって十分わかっていること
で、徳川時代のツケを今から払ってくれというようなこと
を解放運動は要求しているのではないということは、恐ら
く「啓発推進指針」を作成した人々もわかっていること
でしょう。それにもかかわらず、あえてこういうことを言
出してきています。

本当のねらいは、何でしょうか。あえてこういうような
論議を起こすことで、実は部落差別の歴史的な起源、分裂
支配という政治的な目的でつくられたということを議論す
ることを避けようとし、あるいは、そういった歴史的起源
をあいまいにしようとしてきているのではないかと思いま
す。歴史的起源を政治的な分裂支配に求めたのは、もちろ
ん部落史の研究によるところが大きいのですが、けっして
一部の研究者の独断で言っているのではありません。二十
年前に出た同対審答申でも「同和地区は、中世末期ないし
は近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的
諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することに
より形成された集落である」と、政治的起源とは言ってお
りませんが、中味としては、正にそういう中味を書いてい
たのです。このことを捨てて、今回はこのような言い方を
してきていることに、まず注目しておく必要があるのでは
ないかと思えます。

ここでの問題の第一は、「部落の歴史」といひながら、「差
別意識の歴史」にすり変えられている点です。「部落の歴
史」の中には、差別に対する闘いの歴史もあったし、差
別を温存しようとする社会のしくみの歴史もあるわけだ
が、この「啓発推進指針」で述べられているのは、ただ
「差別意識」の歴史です。その差別意識を温存し、再生産
して来た根拠、これまただれかの学説ではなくて答申の文
章を引用すると、「同和問題を存続させて、部落差別を支
えている歴史的社会的根拠」即ち「わが国の社会、経済、
文化体制」のことを啓発の中味から全く取り除いて、不問
にふすことになってきています。

私は、部落史を学ぶ意義の一つとして、部落問題を解決
して行く道筋を明らかにすること、部落差別を解決するた
めの先人たちの歩みを中心から学びとるということが、
非常に大事だと思います。ところが「啓発推進指針」のよ
うな形で、部落史の啓発を位置づけてしまうと、そこから
は問題を解決して行く展望などは全く見えて来ないとい
うことになります。

残る啓発の目的は、差別意識を抱えているのは歴史的事
実に由来するという確認、もちろん、それも一面あります
が、それだけに終わりますと自らの課題と切り離された安
心感というか、無責任な安堵感だけにとどまってしまうと

また、こういうふうに歴史をねじ曲げて書くことによっ
て、部落史を江戸時代の彼方に追いやり、そして部落問題
が明治以降の近代日本の社会問題であるという観点を抜か
ず結果になっていきます。

そして、それは結局、部落差別を残して来た行政の責
任、差別行政の結果だということをあいまいにし、免罪
し、部落問題の解決の「国の責任」を放棄するに到るとい
う、この「啓発推進指針」の一貫した流れをそのままあら
わしていると思えます。

「啓発推進指針」は、続けてこのようにも書いています。
「同和関係者に対する差別意識の歴史を啓発する目的は
次のとおりである。すなわち、一般の人が理由のよく分か
らないままに差別意識を抱いているのは、かかる歴史的事
実に由来するものであり、同和関係者に対して無意識的に
悪いイメージを持つことも差別感を持つことも、歴史的に
継承された偏見であり、現在の事実を照らししてみれば明ら
かに間違っていること、そしてその間違ったイメージで人
を差別することは現行憲法の理念である個人の人権尊重
というヒューマニズムに反することであることを明白に表
現することを忘れてはならない。」

わたしたちも、部落差別がヒューマニズムに反すること
であることは言うまでもないことだと思いますけれども、

思います。また、ヒューマニズムに反するということも正
にその通りですが、しかしそれだけ言っていたのでは説教
に終わるのではないか。そのヒューマニズムに反するよう
な事態が、なぜ、かくもこう長く、戦後からも四十年間続
いて来たのか、それを残して来た、正に答申で言うところ
の社会、経済、文化体制を問い直して、差別をなくすよう
な社会をつくる道筋を明らかにすることが、歴史の学習あ
るいは啓発の課題にならないといけないのではないか。

そういう基本的な視点が出ていくところに見事
に、「啓発推進指針」の全体を流れる基調とこの部分とが
照合しているように思えます。この点をまず指摘しておき
たいと思えます。

二、部落史研究の課題と留意点

そういう状況の下で、部落史研究の課題、あるいは留意
点ということをお六にわたり、簡単にふれておきたいと思
います。

第一に今日、近世の部落史の研究が大へんさかんになっ
てきました。その一つの特徴として、近世の被差別部落と
中世とのつながりが、たとえば奈良や京都といったところ
でかなり実証的に明らかにされてきたということがありま

す。江戸時代に「えた」身分にされた人々の社会的な系譜は、いったいどういうものなのかということが啓発の時にたえず問題になると思いますし、そのことに答えることは非常に難しいのですが、この点に答えられるような研究の前進が見られるのが、最近の大きな特徴だと思います。ところがそのことを持って、一部に、政治的起源説そのものが何か誤りであるかのような、あるいは政治的起源説がもう有効でないような、場合によっては職業起源説にも一理あるというような形での議論がされかねない、あるいはさされている、ということに対して、研究の上でも大へん問題があると思いますし、啓発や教育の現場に及ぼす問題点が多いという点でも、一つの今日の問題として指摘しておく必要があると思います。たとえば『部落問題研究』第九〇輯の中で、意識調査の問題点を鈴木二郎さんと鏡豊さんという方が書いておられます。彼らに言わずと、意識調査の中で政治的起源説を正しいとすると、あるいは政治的起源説を正しいとしたことが啓発や同和教育の成果だということに結びつけるのは短絡的だ、問題だと言っています。こういう議論が一部に出て来ること、そしてそういうことを助長したり肯定するような議論が一部にあるということは、大へん危険ではないかと感じています。

中世とのつながりが明らかになつたというのは、決してえながら、今日に到っています。そういう意味では、連続面と非連続面があります。その統一こそが、重要な観点だということ、これまでもずいぶん議論して来たところでもあります。その転換点となるのが「解放令」だと、私は思います。

従来からも、たとえば大賀さんなどが、江戸時代には「えた・非人問題」があるのであって、部落問題は明治以降起こって来る社会問題なんだということをかなり強調されておりましたけど、実は、国民的融合論を支持する論者の中にも、同じような議論がされていることは、注目すべき点であると思います。そういう意味で「解放令」が時代の転機となつたということは、だんだん広く確認されつつあると思います。

それならば、なぜ明治以降、社会問題としての部落問題が、今日に到るまで、再生産され、残つて来たのかということでもあります。啓発の時もそうかもしれないが、よく「解放令」が実質的な平等を保障するものでなく不十分だった、という言い方をすることがあります。その当時、実質的な平等まで保障するような「解放令」が出せたのか、出るような歴史的条件があつたかと言うと、それは恐らく無理だと思います。あの時点では、封建的な身分制度を廃止したという点において、「解放令」の果たした役割は画

部落の起源が中世にあることを証明するものではありませんし、ましてや古代から連続と続いていることを証明するものでもないと思います。むしろ今日の研究の状況は、一面では連続した差別制度、あるいは差別のあり様というのが、中世と違った近世になって改めて近世の権力によって再編成されて来たということを示しているのではないかと思います。その意味では、政治的起源説を否定するどころか、これまではややもすれば単純に抽象的・観念的に、何も無いところに被差別部落や「エタ」身分が出て来たかのようにとらえていたものを、より具体的に、より積極的な形で政治的起源説を語れるようになって来た、そういう条件を今日生み出している、総括すべきじゃないか、そういう観点でこれからの啓発や研究も進めていくべきではないかと考えます。この点については、今晚の課題別会議でも議論をしたいと思つたので、問題点を提起するにどうしたいと思つた。

二番目に「解放令」でありませんが、今日の被差別部落の歴史的起源が、近世の初頭期にあつたことは、間違いないところでもあります。そういう面では連続を持っていないわけでありません。しかし、単に封建時代の遺制ではないし、江戸時代と同じ形で残っているわけはありません。むしろ資本主義の発展の中で、形を変え、あるいは存在意義を変期的なものがあつたわけです。その点で「解放令」は、大きな歴史的意義を持っていたわけです。明治以降も部落差別が残つたのは、この「解放令」の文面が不十分だったということに求めるよりは、むしろその後の具体的な日本の政治の過程や、あるいは資本主義の発展の中で、部落差別を解決するような根本的なとりくみが実施されて来なかった。それどころか、時には差別を助長するような政策がうたれ、あるいは差別を肯定する論調さえ広められていった。まして宿命的に、今日のような形で部落差別が根深く、広汎に残るといふことは、必ずしも明治の「解放令」が出た時点で決まっていたというわけではなく、やはりその後の具体的な差別をなくすとりくみと差別を助長するとりくみとの対抗関係の中でこういう形となって残つて来ているというふうに見えるべきだと思います。そのことを、近代の部落史の研究はまだ十分に実は論証していません。これも従来から指摘されておりますが、「解放令」から水平社ができるまでの、この時の部落問題の姿、部落差別が確立していく時期の実証的な研究というものは、これからさらに必要になって来ると思っています。

三番目、そういう明治以降の部落差別の残つた理由を説明する一つの試みとして、近代天皇制との関わりについての研究がずいぶん進んで来ております。このテーマはさら

に深めていかなければならないと思います。ただし一部に、国民的融合論の立場に立つ人の中から、部落差別の物的な根拠を否定するために近代天皇制との関わりを議論するという傾向があるように思います。天皇制を問題にすることはまちがっていないわけですが、そのとらえ方に十分注意を要すと思います。この点については、『部落解放研究』の第五六号で黒川みどりさんが論文を書いて最近の論調を紹介しておりますので、それを参考にさせていただきたいと思います。

四番目は、部落差別に組織的に対決し、差別の撤廃を目ざして来たのが水平社の闘いですから、当然この水平社運動史の研究が重要な課題になって来ています。特に「部会報告」や「啓発推進指針」が糾弾闘争の意義を否定してきている現在、部落差別の歴史やそれに対する糾弾闘争の歴史、その具体的なとりくみの様子を明らかにすることは、今日の一連の批判をはね返す意味でも非常に重要だと思いますので、このとりくみを深めたいと思います。

ところが、これでもやはり国民的融合論と関わりますが、今日、水平社の歴史的伝統を否定するような議論が生まれて来ております。たとえば成沢栄寿さんなどは、今日の解放運動では部落民の誇りなど必要だとはっきり言い切っています。そして水平社の創立大会の時の宣言が「え

たであることを誇り得る時が来た」と言ったのは誤りであった、あれは部落差別を民族差別ととりまちがえていたのだから、学ぶべきところはない」というような形で否定するような歴史観もあやまりだと思えます。そして、それに対するアンチ・テーゼでしようか、今日の解放運動よりも戦前の水平社運動の方が純粹で、すばらしくて、気高くて、そういうものに戻るべきだという議論もまた、今日と過去の水平運動をとり巻く状況の違いを無視するという点で、正しい歴史的総括ではないように思います。つまり、当時と今日の状況も違いますし、なによりも六十年間の運動の蓄積があるわけで、その間にいろいろな経験もしているわけです。国際的な、民主主義を求める条件、力関係も違っています。だから、運動の闘い方が違って来るの

私は、水平運動の伝統を歴史的に総括することが必要だと思えます。それは、「啓発推進指針」のように、過去の運動を現在の運動と切り離して、「あれは古いものだ。過去のものだから、学ぶべきところはない」というような形で否定するような歴史観もあやまりだと思えます。そして、それに対するアンチ・テーゼでしようか、今日の解放運動よりも戦前の水平社運動の方が純粹で、すばらしくて、気高くて、そういうものに戻るべきだという議論もまた、今日と過去の水平運動をとり巻く状況の違いを無視するという点で、正しい歴史的総括ではないように思います。つまり、当時と今日の状況も違いますし、なによりも六十年間の運動の蓄積があるわけで、その間にいろいろな経験もしているわけです。国際的な、民主主義を求める条件、力関係も違っています。だから、運動の闘い方が違って来るの

は当然のことだと思えます。しかしその精神は、十分に生かしていく。その受け継ぐべき精神は何なのかを、明らかにするような歴史的な総括が必要ではないかと思えます。第五にその意味で、融和運動、融和事業の総括も今日、重要になって来ていると思えます。時間がありませんので省略しますが、近年の融和政策・融和運動史研究の状況については、やはり『部落解放研究』第五六号の藤野論文を参照していただきたいと思えます。

三、戦後の部落史について

最後に、戦後の問題について少しだけふれておきたいと思えます。

戦後の部落史、解放運動史は、実は最近になってようやく研究の対象となって来ました。これまで通史としては、いくつか書かれたものはあるんですが、本当に歴史的には、ごく最近始まろうとしているところではないかと思えます。しかし、今日の問題に直結するだけに、非常に重要な意義があります。部落解放研究所としても、戦後の部落史を明らかにする一つの役割を担う意味で、戦後の占領時代の部落問題の研究を、原田伴彦記念基金の事業として取り組んでいるところです。その成果の一端は、『部落解放

研究』の第五六号に紹介させていただきました。

さて、以下の資料は、すでに馬原鉄男さんが『部落の歴史と解放運動・近現代篇』で紹介されていますが、文面自身を引用していません。たいへん重要だと思えますので、全文を紹介しておきます。

◎同和事業に関する件

(一九四六年三月二〇日厚生省発社第三四号厚生次官より昇澤地方長官宛)

旧来ノ陋習ヲ改メ国民偕和ノ実ヲ挙グル為多年ニ亘リ実施シ来レル同和事業ハ其ノ十ヶ年計画モ昭和二〇年度ヲ以テ終了シ国民同和ノ進況相当観ルベキモノアリト認メラルルニ至リタルト現下諸般ノ状況トニ鑑ミ昭和二十一年度ニ於ケル同和事業費補助ハ若干ノ府県及町村同和促進運動協議会費補助(本件府県補助額ハ追テ内示ノ筈)ノミニ止メ他日若シ必要アルトキハ新事態ニ即スル新ナル施策ニ出ヅルコトト為リタルニ付右事情御了知ノ上遺憾ナキ様御措置相成度

尚民主的新日本ノ建設ニ伴フ地区ノ諸活動ニ関シテハ同和促進上全ヲ期シ度同和促進其ノ他諸般ノ地区ノ動向ニ付テハ細心ノ注意ヲ払ヒ貴官ニ於テ夫々措置セラルト共ニ本省トシテモ各地ノ情報ヲ得テ今後ノ措置ニ遺憾ナキヲ期シ度ニ付貴管下ニ於ケル之等情況概要其ノ都度速ニ御報

告相成度此段及申述候

〔日本社会事業年鑑・昭和二十二年版〕

これは一九四六年三月に、厚生省が発したものです。四年三月という時、部落解放全国委員会ができた直後です。そこには二行目に、一九三六年を起点とする融和事業完成十カ年計画が相当の成果をあげたこと（これ自体おかしな評価であって、のちに答申は「折角の計画も中途半端におわり、やがて太平洋戦争の勃発により同和对策は戦争政策の犠牲にされ」と総括している）と、敗戦後の占領という混乱した情勢にあることの二つの理由から、新年度の同和事業費補助を基本的に打ちきるということが書かれています。正に戦後の民主的を改革という有利な条件の中で最後の総仕上げをすべきこの時期に、実は日本政府は、一部を除いて、同和事業を打ち切ったという経験があります。そのことが、その後の部落問題の解決で非常に足を引っぱったのではないかと思えます。こういうことも含めて、今後さらに明らかにすることも、今日的な意義を持っているのではないかと思えます。

歴史的研究の課題としてはさまざまあるわけですから、以上の六点についてだけ問題提起をさせていただきます。今後とも、討論を深めていただきたいと思います。

わかりやすい学習テキスト

部落解放と反差別国際連帯

友永健三著 B6判478頁 1,800円

「差別糾弾」や「部落解放基本法」など、今日の部落解放運動の課題と、人権をめぐる国際的視野からの分析を理路整然わかりやすい文章で解説。

社会啓発双書③

人間解放のためのメディア

B6判298頁 1,400円

情報化社会といわれている今日、人権啓発にかかわったマスコミ・映画・広報などの各地の実践を紹介、効果や提起されている課題を明らかにし、「人の心」をうつつ啓発活動を創造していく。

「同対審答申」全文を掲載

「同対審答申20年」と部落解放

A5判200頁 800円

答申20年をふりかえり、その意義と内容を学ぶテキスト。

(社)部落解放研究所

〒556 大阪市浪速区久保吉1-6-12
☎06(568)1300 振替 大阪7-13183